時事新報

第千三百七十五號

明治十九年九月八日　水曜日

舊丙戌八月十一日（辛未）

（西暦一千八百八十六年）

社告

○時事新報代價前金切ノ節ハ新報代價並ニ郵便税ハ必ズ前金ヲ以テ御拂込被成下度候又前金相切レ候ヘハ其月限リ新報ノ發送相見合セ候

○新報代價並ニ郵便税トシテ御拂込相成候金員ハ當方ニテ正ニ落手仕候節一々郵便ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御送達申上候新報ノ帶封ニ御名前ノ脇ニ（何月何日）ト記入仕置候間御覽可被成下候是ハ此日迄新報代價並ニ郵便税トモ御拂濟相成居ルニ付此日マデハ新報發送仕ルトノ義ニ候

○郵便爲替又ハ銀行爲替ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方名宛ニ（時事新報社）ト被成下候テハ（東京郵便局）ニテ受取ルベキ爲替ニ限リ時事新報代價並ニ郵便税共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テモ苦シカラズ候

○時事新報御購讀者ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成候節ハ新舊兩方ノ所番ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目廿四番地時事新報社出張所の内へ御申越被成下度左候へば代價並送料と申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

朝鮮の國難は日本の國難なり

今回の朝鮮事變に關しては東京を始とめ全國所々に種々の風説行はれ對州長崎或は倫敦等よりの電報にも種々事實を失するの報道多く或は支那人朝鮮國王を捕へたりと云ひ或は領議政左右議政の職を罷めたりと云ひ支那兵百五十名服裝を變えて京城に繰込みたりと云ひ朝鮮の暴民支那兵と襲ひたりといひ暴民外國公使館に瓦石を投えたりと云ふなど各人銘々想像の及ぶ限りを新聞紙に報えて全國の人心を分外に洶々ならしめたり然るに我輩ハ去る六日の時事新報ふ登錄したる在朝鮮京城通信員の特報よりて始めて今回の事變に關そる巨細の事情を知ると得たり其事情甚ぶ錯雜して或ハ事の疑似不明よ亘るの箇處も少なからずといへども時事新報の五欄を埋むる乂長記事を細讀して前後を照合するに其事情ハ概言して左の如くなるが如し

閔泳翊氏は去年以來支那の各地と漫遊して本年七月中旬京城に歸着するや否や忽ち滿朝第一の權力を握り從來の勢道たりし閔泳穆閔泳煥の輩は遙かよ他の背後に擯若たるの有様なりし然るに閔泳翊氏が兼て海外漫遊中に養ひ成しふる種々の意見と今應新たふ國政上に施さんとするに當り倘は爰よ一個有力の故障ありといふは金嘉鎭金鶴羽など稱する輩は其門閥名望固より閔氏に匹敵すべきにあらずといへども其才智機轉の尋常ならざるがゆめに別入侍として國王よ昵近し盲を殿下に進むること甚だ容易なるよりして閔泳翊氏が新政策も屢々國王の嘉納を得ざることあるの一事なり是に於て閔泳翊氏は自家の權勢を一層強大ならそんれ工風を求め支那公使袁世凱氏に依頼して其助力と請ひ擯め謀議する所ありしものと見へ八月十四日の午時支那公使館にて朝鮮四營の大將等を饗應の席上にて袁氏は出所不分明なれども自から認めて天津の李鴻章氏より送り來りたるものと稱する一通の電報を披露したり其文意に依れば[illegible]なり此次第の支那公使館より王宮に達するや國王殿下ハ一方ならず此時病中なりし王妃の如きはこれを聞て一時氣絶しさりといへり宮中にては去るよても何事の罪を問ふ爲めに大軍を差向けらるゝにやとれ評議となり遂に袁世凱氏に參内を請ひ國王對顏ありて罪の次第を尋ねらるゝよ袁氏は其答を拒んで唯殿下の生父大院君にのみ内聞すべしと云より止むと得ず大院君を勞して支那公使館よ伺候せしめたるよ袁氏曰く罪の次第は一昨年金玉均の亂後朝鮮政府にて密かに露國の保護と仰がんとしたるの一事なり此罪を糺すためよ支那政府の要求する所は種々ふして其中には王妃を廢し金嘉鎭金鶴羽の流罪近侍の奸臣等を嚴罰する事をも含み居れりと此次第を大院君より國王に傳奏するや金嘉鎭以下四人の別入侍は直ちよ獄に下されて何れも死罪と定まりし後閔泳翊氏は支那公使館より直ぐふ參内して昨日の電報は全く虚傳なり王妃を廢し近侍を誅戮せよといふも皆袁世凱氏の讒説なりと袁氏より聞きたるまゝと奏上しけきむ扨は左様の事ふてありしかとて俄かふ四人の罪を免えて萬事皆舊に復せんとすると見て袁世凱氏は又國王に書と上り五萬六千の大軍來攻するの事丈けは虚傳なれども支那艦隊の來て露韓密約の罪と問ふは事實なりと申込みたるより四人は又々獄に下され流罪と定まり政權全く閔泳翊氏の一手に歸したれども閔氏は倘は功を大にえて地位を固くするの目的を以て露韓密約謝罪の爲めと稱えて自から天津よ赴むと一先づ此新狂言の幕を引きさるが閔氏が旅行後に至り四人は流罪を赦免せられ米國公使館は仁川碇泊の軍艦より水兵を京城よ召寄せて非常に備へ露國公使館い護衛兵を本國政府に請求し支那軍艦は八艘の多き仁川よ來泊し京城の電線は支那人之を專用して他人の通信を許さゝるなど目下の形狀朝鮮半島一帶に倘は妖雲の慘澹たるを認むるものといふべきなり

我輩は今此次第を聞て一方ふは袁世凱閔泳翊諸氏の詭計甚だ詭にして其擧動の甚だ亂暴なるに驚き又一方には朝鮮君臣の無知無氣力にして到底一國の大計を托すべき者にあらざる事を歎じ一驚一歎案と打で大息そるふと一時幾十分時間なりしなり若し此朝鮮國をして亞非利加沙漠海中れ一州たらし先ば我々の痛痒を感ずる所甚ぶ緊切ならず偶々今回の事變と聞くも目前の新歷史い千年前の古史を讀むよりも興味多えとて纔かに一笑に附して止むと得べえといへども亞細亞の東端日本の西隣たる朝鮮國の出來事は決して輕々に看過そべきものにあらず今回の如き事變にして再三朝鮮國内に發生することもならんには朝鮮運命の如何と論ずるふ及ばず直ちよ我日本の國運に關する容易ならざる形勢を成その日あるべえ恐れざるべからず警死ざるべからざるなり唯こきに應ずるの工風は剛毅不抜れ政策を堅守し進んで朝鮮の國難を排除えて併せて我自衛の計と盡そよ在るのみ若え退守自重して只管内の天下の無事を祈るの際早くも各國の形勢一變して救ふべからざるの地位よ陷り爰に始めて百悔千恨することあるも我日本國の爲めふは寸益なかるべしと信ぜるなり

官報

○海軍省令第百五號

横須賀海軍港規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十九年九月七日　海軍大臣伯爵大山巖

横須賀海軍港規則

第一條　横須賀海軍港ニ入港シ或ハ入港セントスル艦船及ヒ該港沿岸居住ノ人民ハ此規則ヲ遵守スヘシ○第二條　横須賀海軍港ハ左ノ圖面（圖面略す）ノ如ク之ヲ三區ニ分チ其一線以内ヲ第一區トシ二線以内ヲ第二區トシ三線以内ヲ第三區トス○第三條　艦船港内第二區ニ進入スルトキハ航海部長ノ指示ニ從ヒ其碇泊場所ヲ定ム可シ而シテ航海部長ノ許可ナク其場所ヲ變スル可カラス又碇泊セシ艦船ト雖モ港内ノ妨碍アリト認ムルトキハ退轉セシムルコトアルヘシ○第四條　艦船ハ左ニ記列スルモノヲ除クノ外航海部長ノ許可ナクシテ港内第一區ニ進入スル可カラス又許可ヲ得テ同區内ニ進入シ艦船ノ進退ハ總テ航海部長ノ指示ニ從フヘシ　但左ニ記列スル者ト雖モ碇泊又ハ着船ノ場所ハ總テ航海部長ノ指示ニ從フヘキモノトス　一　艦船附屬小蒸汽船及ヒ端船　二　十五噸以下ノ海軍所屬船　三　鎭守府司令長官ノ許可ヲ得テ一定ノ場所ヨリ軍港内ヘ往復スル船　四　海軍ノ用品ヲ回漕スル集船又ハ注文品ヲ積載スル商船及ヒ艀船○第五條　港内第一區第二區ニ碇泊スル艦船ハ航海部長ノ許可ナクシテ諸浮標ニ繋留スヘカラス○第六條　風波等ニテ端舟ノ往復シ能ハサルトキ避難ノ爲メ港内第二區ニ進入ノ艦船ハ航海部長ノ指示ヲ待タス錨ヲ取ルコトヲ得然レトモ第一區ニ進入スルヲ許サス○第七條　火藥ダイナマイト等ノ如キ爆發物ヲ積載スル艦船ハ港内第一區ニ進入スルヲ許サス又火藥庫ヲ距ル百三十間（二百六十碼）以内ニ碇泊スルヲ許サス　但航海部長ニ於テ無害ト認定スルモノハ此限ニ在ラス○第八條　小汽船ハ火藥庫ヲ距ル百三十間（二百六十碼）以内ニ接近ス可カラス又艀舟漁船ハ同距離以内ニ於テ火ヲ焚クヘカラス○第九條　傳染病者アル艦船ハ港内第二區ニ進入スルコトヲ禁ス　但海港檢疫ノ爲メニ碇泊スルモ此限ニ在ラス○第十條　港内第三區中ハ艦船何レノ地位ニ碇泊スルモ隨意タルヘシト雖モ鎭守府司令長官ニ於テ港内ノ妨碍アリト認ムルカ或ハ臨機必要ト認ムルトキハ其繋留場所ヲ指示シ又ハ退轉ヲ命スルコトアルヘシ○第十一條　艦船ハ港内第二區第三區ニ於テハ禮砲又特ニ認可シタルモノ外ハ砲銃ノ發射ヲ禁ス又第一區ニ於テハ總テ砲銃ヲ發スルコトヲ禁ス○第十二條　港内第一區第二區ニ於テ塵芥ヲ遺棄スヘカラス艦船ニ於テ其遺棄ニ供スル艀舟ハ造船所ニ請求スヘシ其他第三區内ト雖モ有害ト認ムル場所ハ遺棄ヲ禁シ臨時遺棄スヘキ場所ヲ指示スルコトアルヘシ○第十三條　港内第一區ニ於テ航海部長ノ許可ナクシテ漁業ヲ爲スヘカラス○第十四條　港内沿岸ノ土地ハ何區ヲ論セス總テ鎭守府司令長官ノ許可ナクシテ其形ヲ變換シ又ハ棧橋波止場ヲ設クカラス○第十五條　軍港内ト他港ト定期航海ノ營業ヲ爲サントスル者ハ地方廳ヲ經由シ鎭守府司令長官ノ許可ヲ請フヘシ右許可ヲ經ル者ト雖モ該長官ニ於テ停止又ハ危險ト認ムルトキハ臨時港内ニ進入スルコトヲ停止スルコトアルヘシ○第十六條　海軍部外ノ者ニシテ此規則ニ從ハサル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

○農商務省令第十號

明治十七年第十三號布達商標登錄願手續第二條第五條第七條ノ手數料及同十八年第五號布達專賣特許手續第二條第七條第十一條ノ免許料ハ出願ノ日ヨリ三日以内ニ納ムヘキコトニ改正ス

明治十九年九月七日　農商務大臣伯爵山縣有朋

○農商務省告示第十七號

明治十八年當省第六號告示專賣特許ニ關スル諸願書式中依テ御免許料金何圓相添ノ十一字ヲ刪除ス

明治九年九月七日　農商務次官吉田清成

○流行地虎列剌

流行地	月日	新患	新舊死亡
京都府	九月五日	二十九人	十五人
内上下兩京區ニ新患四人新舊死亡四人			
大坂府	同	百八人	九十四人
内四區西成郡ニ新患六十六人新舊死亡五十七人			
神奈川縣	同	五十九人	三十一人
内横濱區ニ新患二十三人新舊死亡十三人			
兵庫縣	同	四十二人	三十七人
内神戸區ニ新患五人新舊死亡四人			
長崎縣	同	十六人	十一人
内長崎區ニ新患八人新舊死亡八人			
埼玉縣	同	十五人	十二人
千葉縣	同	五十三人	三十四人
茨城縣	同	五人	[illegible]
三重縣	同	一人	[illegible]
山梨縣	同	七人	[illegible]
秋田縣	同	六十八人	四十七人
福井縣	同	百五人	七十六人
石川縣	同	七十人	[illegible]

島根縣　岡山縣　廣島縣　和歌山縣　愛媛縣　高知縣　福岡縣　佐賀縣　西南文[illegible]　小計　山口縣　小計　合計

○流行地外虎[illegible]

○東京府患者[illegible]

○虎列剌實地[illegible]